

令和 8 年度

一般廃棄物処理実施計画



米子市

令和 8 年 4 月

目次

I	計画の目的	- 1 -
II	ごみ処理実施計画	- 2 -
第1	計画処理区域	- 2 -
第2	一般廃棄物の区分及び処理量見込み	- 2 -
第3	排出抑制・資源化計画	- 3 -
第4	収集・運搬計画	- 6 -
第5	中間処理計画	- 13 -
第6	最終処分計画	- 16 -
第7	その他の計画	- 17 -
III	生活排水処理実施計画	- 19 -
第1	計画処理区域	- 19 -
第2	生活排水処理計画	- 19 -
第3	し尿・浄化槽汚泥処理計画	- 19 -
別紙1	処理量見込み及び計画・収集運搬量	-21-
別紙2	一般廃棄物収集運搬業許可業者（ごみ）	-22-
	（1）米子市	-22-
	（2）境港市	-23-
	（3）日吉津村	-24-
別紙3	計画中間処理量	-25-
別紙4	米子市一般廃棄物処理業許可業者	-26-
別紙5	米子市一般廃棄物収集運搬業許可業者（し尿及び浄化槽汚泥）	-27-

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定に基づき、令和8年度米子市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

I 計画の目的

令和8年度中に米子市内から発生する一般廃棄物の処理に関し、ごみの排出抑制や再資源化によってごみの減量化を図り、本市の実状に適した循環型社会の実現を目指すほか、生活排水を適正に処理することにより、公共用水域の水質保全・改善、さらには豊かな水環境を創造することを目的として本計画を定める。

Ⅱ ごみ処理実施計画

第1 計画処理区域

米子市全域

第2 一般廃棄物の区分及び処理量見込み

1 区分

区分		内容	
可燃ごみ		台所ごみ、紙くず類、草木類、革・ゴム類、家具・敷物類、布・寝具類、白色でない発泡スチロール・トレイ、軟質プラスチック製品	
不燃ごみ		電気製品（家電4品目及びパソコンを除く）、金属、陶磁器製品、硬質プラスチック製品、ガラス類、LED（蛍光管・電球）	
不燃性粗大ごみ			
資源物	白色発泡スチロール・トレイ	白色の発泡スチロール・トレイ	
	缶・ビン類	空き缶、ビン（飲料・食品用に限る）	
	ペットボトル	PETマークのついたペットボトル	
	古紙類	新聞・チラシ	新聞・チラシ
		本・雑誌・雑がみ・牛乳パック	本・雑誌・雑がみ・牛乳パック
ダンボール・紙箱		ダンボール・紙箱	
乾電池・リチウムイオン充電電池類		乾電池、ボタン電池、リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池	
蛍光管・水銀体温計		蛍光管、水銀体温計、電球	
小型家電		小型家電リサイクル法※1第2条第1項に規定する電気機械器具であって、本市が不適物として定めるもの※2を除くもの。	

※1 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）

※2 本市が不適物として定めるものは、次のとおりとする。

- ア 電池、バッテリー、蛍光管、電球
- イ 木製枠のこたつ、電気カーペットなど可燃部分が含まれるもの。
- ウ 石油ファンヒーター、石油ストーブなど燃料を使用するもの。
- エ ガスや油脂が含まれるもの。

2 処理量見込み

別紙1のとおり。

なお、境港市、大山町及び日吉津村から発生した可燃ごみについては、米子市クリーンセンターに搬入できるものとし、同センターで処理するものとする。

第3 排出抑制・資源化計画

1 排出抑制・資源化の目標

(1) 排出抑制（事業系古紙類、事業系食品残さを除く。）

	R6 年度実績	R7 年度実績	R8 年度目標
人口（人）	144,142 ※1	143,211 ※1	142,677 ※2
ごみ排出量（トン/年）	44,067	43,378	42,158 ※3
1人1日当たり（グラム/人・日）	837.58	829.86	810.00 ※3

※1 令和6年度及び令和7年度人口は各年10月1日現在

※2 令和8年度人口は、第5次米子市一般廃棄物処理基本計画の数値（10月1日現在）

※3 令和8年度目標数値は第5次米子市一般廃棄物処理基本計画の当該年度達成目標数値

(2) 資源化（事業系古紙類、事業系食品残さを除く。）

	R6 年度実績	R7 年度推計	R8 年度推計
ごみ排出量（トン/年）A	44,067	43,378	42,158
再生利用量（トン/年）B	6,724	6,636	6,450
リサイクル率（%）B/A	15.3	15.3	15.3

リサイクル率は参考指標とし目標値を設定しない。

令和7年度は実績値が確定していないため推計値とした。

2 排出抑制・資源化の推進に向けた取組

令和8年3月に策定した第5次米子市一般廃棄物処理基本計画に基づき、次の取組を行う。

(1) 家庭系ごみ対策

○ 生ごみの減量

家庭系可燃ごみの約 1 / 3 を占める生ごみを減量するため、ダンボール箱を利用した堆肥づくりの普及促進、生ごみ処理機・処理容器の購入費補助[※]などに継続して取り組む。また、食品の使い切り、食べ切り、水切りについて啓発し、生ごみの減量を促進する。

※家庭用生ごみ処理機等購入費補助事業

購入金額の 3 分の 1 (100 円未満切捨て)

生ごみ処理機：上限 20,000 円 (電気式)

生ごみ処理容器：上限 3,000 円 (コンポスト容器・密閉式容器・かくはん式・生ごみ水切り容器)

○ ワンウェイプラスチックの削減

マイバッグ、マイボトル・マイカップ、プラスチックの代替素材を使用した製品の利用について周知し、ワンウェイプラスチックの削減に取り組む。

○ リユースの推進

よなごみ通信、市ホームページ等によりリユースについて周知・啓発を行う。また、リユース活動の促進に関する協定を締結した株式会社ジモティー及び株式会社マーケットエンタープライズと連携しながら、リユースについて周知・啓発を行う。

○ 分別の徹底・リサイクルの推進

古紙類や缶・ビン類の、具体的な分別方法を周知する。また、小型家電について、市による拠点回収を行うとともに、認定事業者による回収の周知を図り、市民の利便性の向上に努める。

○ リチウムイオン充電電池類の回収

リチウムイオン充電電池類について、6 月から分別収集の対象とし、乾電池の収集日 (年 4 回) にあわせて収集する。

○ クリーンセンターにおける廃棄物発電

ごみ焼却量の調整等により安定的な焼却を図り、効率的な熱回収、廃棄物発電に取り組む。

(2) 事業系ごみ対策

○ 事業系ごみの把握

収集運搬許可業者の取引先における収集量及びクリーンセンターへの搬入記録を調査し、排出量の把握に努める。

○ 業種別の取組

業種別ごみの処理に関するパンフレットを配布し、周知に努める。

○ 排出事業者への取組

事業者に対して事業系ごみの減量化、適正処理及び資源化を促進する。

また、事業系一般廃棄物の再資源化を推進するため、排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合、必要に応じて他市町村の一般廃棄物処理施設への搬入ルートを確保するよう当該市町村に対し働きかける。

なお、当該排出事業者の一般廃棄物処理施設への搬入量は、当該施設の処理能力を超えない範囲とする。

○ 許可業者への取組

許可業者に対し適正な循環利用に努めるよう個別指導に取り組む。

○ 市役所の取組

市役所から発生するOA用紙の削減に取り組むとともに、公文書の廃棄に当たっては、引続き、特定個人情報の取扱いに留意した上で再資源化に取り組む。

市立小・中学校等の学校給食から発生する食品残さの堆肥化を引続き行う。

○ グリーン購入の推進

グリーン購入の普及促進のため、事業者に対し必要な情報の提供を行う。また、市役所で調達する物品については、「米子市グリーン購入方針」に従い、適正量を検討し、環境負荷を考慮した物品の購入に努める。

○ 紙おむつリサイクルの研究

医療施設、老人福祉施設、保育園等から発生する紙おむつについて、環境省が示す「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を参考に、再生利用等について研究する。

(3) 食品ロスの削減

○ 家庭系・事業系の食品ロス削減に共通する取組

「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に引き続き参加し、全国共同キャンペーン等を実施する。また、市役所内の関係部署と連携し、フードバンク、フードドライブ活動の促進に努める。

○ 家庭系食品ロスの削減

「食品ロスダイアリー」を活用し、食品ロスについての理解促進に努める。

○ 事業系食品ロスの削減

「3010運動」について啓発を行い、宴会時の食品ロスの削減を図る。

(4) 普及啓発・環境教育の推進

○ 普及啓発・情報提供の推進

ごみ分別カレンダー、ごみ資源物分別アプリ「さんあ〜る」、ごみの分け方ガイド及びホームページ等を活用し、ごみの分別ルールや出し方を周知する。

また、「よなごみ通信」により、ごみに関する各種情報を提供し、ごみの排出抑制・再資源化を促進する。

○ 環境教育の推進

ごみについて学ぶ小学4年生を中心に、児童や生徒、学生に対し、施設見学を実施するほか、ごみの減量・再資源化等に関する情報を発信し、環境教育に取り組む。また、市内小中学生の一斉清掃への参加を促進するため、ボランティア袋の配布を行うほか、公民館講座等を通じて普及啓発・環境教育の推進に取り組む。

第4 収集・運搬計画

1 家庭系一般廃棄物

(1) 家庭系一般廃棄物の有料処理について

ア 開始時期 平成19年4月1日

イ 対象区分 可燃ごみ、不燃ごみ（不燃性粗大ごみを含む）

ウ 実施方法 排出量単純比例型

エ 手数料の徴収方法

指定ごみ袋または収集シールによる。なお、収集シールは、指定ごみ袋に収納することができないごみに貼付するものとする。

種別	区分	色	容量	寸法
指定ごみ袋	可燃ごみ	半透明地に 青色文字	40リットル	縦 80 センチメートル、 横 65 センチメートル
			30リットル	縦 70 センチメートル、 横 58 センチメートル
			20リットル	縦 60 センチメートル、 横 50 センチメートル
			10リットル	縦 50 センチメートル、 横 40 センチメートル
	不燃ごみ	半透明地に 橙色文字	40リットル	縦 80 センチメートル、 横 65 センチメートル
			20リットル	縦 60 センチメートル、 横 50 センチメートル
10リットル			縦 50 センチメートル、 横 40 センチメートル	
収集シール	可燃ごみ	青色地に白色文字		縦 70 ミリメートル、 横 132 ミリメートル
	不燃ごみ	橙色地に黒色文字		縦 105 ミリメートル、 横 88 ミリメートル

オ 家庭廃棄物処理手数料負担軽減事業について

市の福祉サービスを受けている市民の経済的負担の軽減及び子育て支援の観点から、下表に該当する世帯は、負担軽減事業の対象とし、最大で年間平均使用量の3分の1に相当する可燃ごみ専用指定ごみ袋40リットル40枚を無料で支給する。

支給は、対象世帯に「可燃ごみ専用指定ごみ袋引換券」を郵送することにより実施するものとする。

なお、容量の異なる可燃ごみ指定袋又は不燃ごみ指定袋での支給を希望す

る世帯に対しては、市窓口で可燃ごみ専用指定ごみ袋引換券の支給枚数に相当する枚数の可燃ごみ指定袋又は不燃ごみ指定袋を組み合わせる支給することが出来るものとする。

対象となる福祉サービス等	支給枚数
生活保護世帯（在宅に限る）	40リットル40枚 （又は20リットル80枚）／年間最大
児童扶養手当受給世帯	
特別児童扶養手当受給世帯	
特別障害者手当受給者がいる世帯	
老齢福祉年金受給者がいる世帯	
要介護4以上の認定を受けている市民がいる世帯（在宅に限る）	対象者の人数×40枚（又は20リットル40枚）／年間最大
日常生活用具給付事業によりストマ用装具又はおむつ等の助成を受けている身体障がい者（児）がいる世帯	
2歳未満の乳幼児がいる世帯	

なお、対象期間が1年未満の場合の支給枚数は、下表のとおりとする。ただし、1か月未満の期間は1か月とする。

対象月数	11 カ 月	10 カ 月	9 カ 月	8 カ 月	7 カ 月	6 カ 月	5 カ 月	4 カ 月	3 カ 月	2 カ 月	1 カ 月
40リットルの場合	40枚	40枚	30枚	30枚	30枚	20枚	20枚	20枚	10枚	10枚	10枚
20リットルの場合	80枚	80枚	60枚	60枚	60枚	40枚	40枚	40枚	20枚	20枚	20枚

(2) 区分及び収集方法

家庭系一般廃棄物については、下表のとおり定期的に収集し、中間処理施設に搬入するものとする。

区分	収集回数	排出方法	収集方式	収集・運搬主体
可燃ごみ	週2回	指定ごみ袋または収集シール※1	ステーション方式・一部各戸収集	委託
不燃ごみ	月2回	指定ごみ袋または収集シール※2	ステーション方式	委託
不燃性粗大ごみ	月2回	指定ごみ袋または収集シール	ステーション方式	委託

資源物	白色発泡スチロール・トレー		月 2 回	透明又は半透明の袋	ステーション方式	委託
	缶・ビン類		月 2 回	透明又は半透明の袋※3	ステーション方式	委託
	ペットボトル		月 2 回	透明又は半透明の袋※3	ステーション方式	委託
	古紙類	新聞・チラシ	月 2 回	ひもで結束	ステーション方式・一部各戸収集	委託
本・雑誌・雑がみ・牛乳パック						
ダンボール・紙箱						
乾電池・リチウムイオン充電電池類		年 4 回	透明又は半透明の袋	ステーション方式	委託	
蛍光管・水銀体温計						
小型家電		随時	—	ボックス回収・持込み回収	排出者による回収場所への持込み	
動物死体		随時	—	要請回収・持込み回収	委託・持込み	

※1 指定ごみ袋に収納することができないごみについては収集シールを貼付するものとする。なお、枝木については長さ90センチメートル×直径40センチメートル以内、板については長さ90センチメートル×幅40センチメートル×厚さ25センチメートル以内、布団等については長さ90センチメートル×直径40センチメートル以内にひもで結束し（いずれもそれぞれの重さは15キログラム以内とする。）、排出するものとする。

※2 指定ごみ袋に収納することができないごみについては収集シールを貼付するものとする。なお、排出することができるごみは大きさ1メートル×1メートル×2メートル以内のものとし、ひもで結束する場合は長さ2メートル×40センチメートル以内に結束し、排出するものとする。

※3 淀江町区域についてはコンテナに直接入れても可。

ア 処理困難物について

分別や運搬が困難であるものや、市が収集しないもの（下記イ～クを除く）については、排出者自ら購入店に引取ってもらうか、専門の処理業者又は米子市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集・処理を依頼するものとする。

イ 特定家庭用機器について

特定家庭用機器再商品化法施行令第1条各号に掲げる機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は市で収集しない。小売業者の引取義務のないこれら機械器具については、排出者自ら家電販売店に依頼または指定引取場所へ直接搬入する。

ウ パソコンについて

家庭用使用済みパソコンは、小型家電として回収することとし、不燃ごみまたは不燃粗大ごみとしては収集しない。小型家電として排出しない場合は、次のいずれかの方法により排出者自ら、回収を依頼する。

①回収するメーカーがある場合は、排出者自らメーカーに回収を依頼する。

②回収するメーカーがない場合(自作パソコン、倒産メーカーのパソコン等)は、排出者自らパソコン3R推進協会に回収を依頼する。

エ 廃自動二輪車について

二輪車リサイクルシステムに基づき、排出者自ら廃棄二輪車取扱店や指定引取窓口に回収依頼するものとする。

オ 廃消火器について

廃消火器リサイクルシステムに基づき、排出者自ら地域の販売代理店(特定窓口)に回収依頼するものとする。

カ 電池一体型製品

小型家電として回収することとし、不燃ごみまたは不燃性粗大ごみとしては収集しない。

キ モバイルバッテリー

リサイクル協力店(電器店等)に、排出者自ら回収を依頼するものとする。または、小型家電として回収することとし、不燃ごみとしては収集しない。

ク 加熱式たばこ

日本たばこ協会の回収協力店に、排出者自ら回収を依頼するものとする。または、排出者自らがクリーン推進課に持ち込む。

(3) 収集運搬業務委託業者

区分		業者名	
可燃ごみ		(有)笠井環境衛生社 (有)原田環境衛生社 (協)米子市環境事業公社 山陰クリエート、K・Cサービス、米子環境サービス一般廃棄物収集運搬受託業務共同企業体 (有)淀江清掃社	
不燃ごみ		(有)笠井環境衛生社 (有)相馬商店	
不燃性粗大ごみ		(有)笠井環境衛生社 (有)相馬商店	
資源物	白色発泡スチロール・トレイ	(有)笠井環境衛生社 (有)相馬商店	
	缶・ビン類	(有)笠井環境衛生社 (有)相馬商店	
	ペットボトル	(協)米子市環境事業公社 (有)淀江清掃社	
	古紙類	新聞・チラシ	(有)笠井環境衛生社 (有)原田環境衛生社
		本・雑誌・雑がみ・牛乳パック	鳥取県西部再生資源事業(協) (協)米子市環境事業公社
		ダンボール・紙箱	山陰クリエート、K・Cサービス、米子環境サービス一般廃棄物収集運搬受託業務共同企業体 (有)淀江清掃社
乾電池・リチウムイオン充電池類		(有)笠井環境衛生社、(有)淀江清掃社	
蛍光管・水銀体温計			
小型家電		鳥取県西部事業系一般廃棄物協同組合（回収ボックス設置施設から一時保管場所への運搬）	
動物死体		(協)米子市環境事業公社	

(4) 直接搬入

ア 中間処理施設への直接搬入について

下表に記載する区分については中間処理施設に直接搬入できるものとする。

区分	搬入方法	搬入先	手数料
可燃ごみ	透明又は半透明の袋又はバラ	米子市クリーンセンター	10キログラムあたり199円
不燃ごみ	透明又は	鳥取県西部広域行政管	10キログラム

		半透明の袋	理組合リサイクルプラザ	あたり 280 円
	不燃性粗大ごみ	そのまま又は 結束※1		
資源物	缶・ビン類	透明又は 半透明の袋	鳥取県西部広域行政管 理組合リサイクルプラザ	
	ペットボトル	透明又は 半透明の袋	鳥取県西部広域行政管 理組合リサイクルプラザ	

※1 搬入することができるごみは大きさ1メートル×1メートル×2メートル以内のものとし、ひもで結束する場合は長さ2メートル×40センチメートル以内に結束するものとする。

イ 収集日に排出できない資源物等について

下表に記載する資源物等について、収集日に排出できない理由がある場合、米子市クリーンセンター等の資源物置場に搬入することができることとする。

区分		搬入方法	搬入先	手数料
資源物	白色発泡スチロール・トレイ	透明又は 半透明の袋	米子市 クリーンセンター	無料
	缶・ビン類	透明又は 半透明の袋		
	ペットボトル	透明又は 半透明の袋		
	古紙類	新聞・チラシ		
本・雑誌・雑がみ・牛 乳パック				
ダンボール・紙箱				
乾電池・リチウムイオン充電電池類		そのまま	市役所、淀江支所、 米子市クリーンセ ンター（回収ボッ クス）	
蛍光管・水銀体温計		割れないよう に箱等に入れ る		

ウ 小型家電について

下記の施設に排出者が持ち込み、小型家電を回収することとする。

回収ボックス設置施設	市役所、淀江支所、市内各公民館
直接持ち込み施設	米子市クリーンセンター

※ 回収ボックス設置施設への持ち込みは、回収ボックスの投入口（40センチメートル×20センチメートル）に入るものを対象とする。

※ 回収ボックスに入らないものは、直接持ち込み施設で回収する。

(5) 計画収集運搬量

別紙 1 のとおり

2 事業系一般廃棄物

(1) 排出方法

事業系一般廃棄物については、事業者自らの責任において次の方法により、適正に排出しなければならない。

- ・ 一般廃棄物中間処理施設に直接搬入
- ・ 米子市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託

(2) 直接搬入

下表に記載する区分については中間処理施設に直接搬入することができるものとする。

区分		搬入方法	搬入先	手数料
可燃ごみ		透明又は半透明の袋又はバラ	米子市クリーンセンター	10 キログラムあたり 199 円
資源物	缶・ビン類※ ¹	透明又は半透明の袋	鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ	10 キログラムあたり 280 円
	ペットボトル※ ¹	透明又は半透明の袋	鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ	

※¹ ただし、従業員の飲食に伴うものに限る。

(3) 計画収集運搬量

別紙 1 のとおり

3 一般廃棄物収集運搬業許可業者

令和7年度末現在において、本市内のごみ発生量に対する収集運搬能力は、確保されているため、新たな収集運搬業の許可は行わない。

- (1) 米子市
別紙2のとおり
- (2) 境港市
別紙2のとおり
- (3) 日吉津村
別紙2のとおり

第5 中間処理計画

1 区分別処理方法

区分		施設名	運営主体	処理方法
可燃ごみ		米子市クリーンセンター	米子市	焼却
不燃ごみ		鳥取県西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ	鳥取県西部広域行政管理組合	破碎、選別
不燃性粗大ごみ				
資源物	白色発泡スチロール・トレイ	(有)エコプラント 処理施設	(有)エコプラント	破碎、溶融
	缶・ビン類	鳥取県西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ	鳥取県西部広域行政管理組合	缶：選別、圧縮 ビン類：色選別
	ペットボトル	鳥取県西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ	鳥取県西部広域行政管理組合	選別、圧縮、 梱包
	古紙類	新聞・チラシ 本・雑誌・雑がみ・ 牛乳パック ダンボール・紙箱	鳥取県西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ 他4施設	鳥取県西部広域行政管理組合
乾電池・リチウムイオン充電電池類		(有)海老田金属、野村興産(株)イトムカ 鋳業所・関西工場	(有)海老田金属、野村興産(株)	破碎、選別
蛍光管・水銀体温計				
小型家電		(株)イー・アー ル・ジャパン	当該事業者の再資源化事業計画による	
動物死体		広島化製企業組合	広島化製企業組合	破碎・油温脱水

※ (株)王子製紙米子工場の発電ボイラーに供給するRPFを製造するための一般廃棄物となる廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずについては、市外で発生したものも含め、許可業者による処理ができるものとする。

※ 小型家電については、国が策定したガイドラインに基づく引渡契約を締結し、小型家電リサイクル法第10条第1項の規定に基づく再資源化計画により処理するため、施設名に引渡契約先を記載した。

2 中間処理施設

(1) 米子市

米子市クリーンセンター		
所在地	米子市河崎 3280 番地 1	
設備及び処理能力	焼却施設	連続運転式焼却炉 90 t / 24 h × 3 炉
	灰溶融施設 (休止中)	プラズマ式電気溶融炉 29 t / 24 h × 1 炉
	余熱利用設備	蒸気タービン発電機 4,000 kW × 1 基
資源化物	主灰・飛灰・ダスト	

(2) 鳥取県西部広域行政管理組合

鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ		
所在地	西伯郡伯耆町口別所 630 番地	
設備及び処理能力	不燃ごみ・不燃性粗大ごみ 処理設備	破碎、選別、搬出 24.5 t / 日 (5H)
	資源ごみ処理設備	選別、搬出 10.0 t / 日 (5H)
	ペットボトル処理設備	選別、搬出 2.0 t / 日 (5H)
資源化物	古紙類、金属、カレット、ペットボトル、プラスチック類、磁気テープ	

(3) 中間処理業務委託業者

(有)エコプラント (白色発泡スチロール・トレー処理施設)		
所在地	米子市大篠津町 3366 番地 1	
設備及び処理能力	廃発泡スチロール処理施設	破碎溶融 0.8 t / 日、1.92 t / 日

(有)海老田金属（乾電池・蛍光管等）		
	所在地	米子市大篠津町 3331 番地
	設備及び処理能力	使用済み乾電池及び蛍光管等の梱包・保管施設

野村興産(株)（イトムカ鉱業所）		
	所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見 217 番地 1
	設備及び処理施設	使用済み乾電池及び蛍光管等の処理処分施設

野村興産(株)（関西工場）		
	所在地	大阪市西淀川区中島二丁目 4 番 143 号
	設備及び処理施設	使用済み蛍光管中間処理施設

公益財団法人 ひょうご環境創造協会（赤穂事業所）		
	所在地	兵庫県赤穂市西浜町 1 0 1 6 番地 1
	設備及び処理施設	焼却灰中間処理施設

住友大阪セメント株式会社（赤穂工場）		
	所在地	兵庫県赤穂市折方中水尾 1 5 1 3 番地
	設備及び処理施設	焼却灰中間処理施設

UBE 三菱セメント株式会社（宇部セメント工場）		
	所在地	山口県宇部市大字小串 1 9 7 8 番地 2
	設備及び処理施設	焼却灰中間処理施設

UBE 三菱セメント株式会社（伊佐セメント工場）		
	所在地	山口県美弥市伊佐町伊佐 4 7 6 8
	設備及び処理施設	焼却灰中間処理施設

山口エコテック株式会社		
	所在地	山口県周南市晴海町 7 番 4 6
	設備及び処理施設	焼却灰中間処理施設

株式会社トクヤマ（南陽工場）		
	所在地	山口県周南市渚町 4 9 0 0 - 4
	設備及び処理施設	焼却灰中間処理施設

広島化製企業組合（工場）（動物死体）	
所在地	広島県広島市佐伯区湯来町大字白砂657-1
設備及び処理施設	破碎・油温脱水施設

※ 小型家電については、国が策定したガイドラインに基づく引渡契約を締結し、小型家電リサイクル法第10条第1項の規定に基づく再資源化計画により処理するため、中間処理委託業者に記載しない。

3 計画中間処理量

別紙3のとおり

4 一般廃棄物処理業許可業者

別紙4のとおり

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定のほか、本市一般廃棄物処理基本計画その他本市の策定する諸計画の推進を前提とし、リサイクル推進の観点から品目を限定した上で、再利用（売却）が可能であることが客観的に確実と認められるものに限り、許可を行う。

第6 最終処分計画

不燃性の処理残さは、鳥取県西部広域行政管理組合が処分委託している最終処分場において埋立処分する。

1 区分別最終処分方法

区分		最終処分方法	
可燃ごみ			
不燃ごみ		不燃物残さ、ガラスカレット、プラスチック残さについては、埋め立て	
不燃性粗大ごみ			
資源物	白色発泡スチロール・トレイ		
	缶・ビン類		
	ペットボトル		
	古紙類	新聞・チラシ	
		本・雑誌・雑がみ・牛乳パック	
		ダンボール・紙箱	
乾電池・リチウムイオン充電電池類			

蛍光管・水銀体温計	
小型家電	

※ 資源化処理後のプラスチック残さについては、約 50%を外部処理（焼却処理）し、焼却残さについては土木資材へリサイクルする。

2 最終処分施設

環境プラント工業一般廃棄物第2最終処分場	
所在地	米子市淀江町小波地内
埋立容量	489,657立方メートル
埋立面積	31,825平方メートル

第7 その他の計画

1 家庭系ごみ収集・運搬体制

- 電池一体型製品の回収
リチウムイオン充電電池類を取り外すことができない電池一体型製品の分別収集について、検討を行う。
- 高齢者・障がい者等の支援システムの検討
福祉制度等を利用する高齢者・障がい者のごみ出し支援実証事業を行うとともに、高齢者・障がい者のごみ出し支援について庁内検討PT会議を開催し、多角的な支援策の実施・検討を行う。

2 広域連携の推進

鳥取県西部広域行政管理組合が、令和19年度の稼働を目指す「一般廃棄物中間処理施設」「一般廃棄物最終処分場」の整備について、同組合及び構成市町村とともに協議を進めていく。

3 災害廃棄物対策

- 災害廃棄物計画の市職員への周知に努める。
- 災害廃棄物計画の点検を行い、継続的に見直しを行う。
- 非常災害時には災害廃棄物計画に基づき被害の状況等を速やかに把握するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理を行う。
- 非常災害時の災害廃棄物の処理等に関する協定を締結している民間事業者の団体と連携を密にし、速やかに対応できる体制の構築に努める。

4 不法投棄・ポイ捨て対策

- 不法投棄・ポイ捨ての防止について、ホームページ、「よなごみ通信」等により啓発に努める。
- 自治会・環境をよくする会、不法投棄監視員、民間団体、鳥取県・警察等と連

携し、不法投棄・ポイ捨ての未然防止と早期発見・早期対応に努める。

※不法投棄監視員の設置状況

地区	不法投棄 監視員数（人）	備考
大和	1	平成19年度から実施
宇田川	1	平成19年度から実施
大高	2	平成19年度から実施
県	2	平成19年度から実施、23年度から2名体制
大篠津	1	平成20年度から実施
和田	1	平成20年度から実施
成実	1	平成21年度から実施

- 不法投棄・ポイ捨ての未然防止及び環境保全意識の高揚を図るため、市内一斉清掃や市民によるボランティア清掃等、地域活動の促進に努める。
- 不法投棄常習地点に監視カメラを設置

5 海岸漂着物対策

- 地域住民やボランティアによる清掃等、地域活動の促進に努める。
- 海岸管理者である鳥取県との協力、連携を図り、海岸漂着物の円滑な回収、運搬、処分に努める。

Ⅲ 生活排水処理実施計画

第1 計画処理区域

米子市全域

第2 生活排水処理計画

1 地域別整備・処理方針

地域	整備計画
市街化区域及び市街化調整区域の一部	公共下水道事業による。
公共下水道全体計画区域外の農村部	農業集落排水事業による。
公共下水道事業及び農業集落排水事業の事業区域外の地域	合併処理浄化槽の普及促進を図る。

第3 し尿・浄化槽汚泥処理計画

1 収集・運搬計画

(1) 区分及び収集方法

区分	収集・運搬主体	収集回数	収集方法
し尿	直営・許可業者※	随時	申込みによる収集及び特定の日の収集
浄化槽汚泥	許可業者	随時	申込みによる収集

※ 直営は緊急時のくみ取り及び公衆便所等のくみ取りを行う。

(2) 一般廃棄物収集運搬業許可業者

別紙5のとおり

なお、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業については、本市内のし尿・浄化槽汚泥発生量に対する収集運搬能力は確保されているため、新たな収集運搬業の許可は行わない。

(3) 計画収集・運搬量

区分	R6 年度実績		R7 年度実績		R8 年度推計	
	直営	許可	直営	許可	直営	許可
し尿(KL/年)	7	6,146	4	5,794	7	5,502
浄化槽汚泥(KL/年)	-	22,706	-	21,617	-	21,831
計(KL/年)	7	28,852	4	27,411	7	27,333

(4) 安定と継続的な事業実施を目的とした取組

し尿収集業務が減少している状況を踏まえ、安定と継続的な事業実施手法についての検討を行う。

2 中間処理計画

(1) 区分別の搬入先

区分	施設名	運営主体
し尿	鳥取県西部広域行政管理組合 米子浄化場	鳥取県西部広域行政管理組合
浄化槽汚泥	鳥取県西部広域行政管理組合 米子浄化場	鳥取県西部広域行政管理組合

(2) 中間処理施設概要

鳥取県西部広域行政管理組合米子浄化場	
所在地	米子市安倍 213 番地
処理方法及び処理能力	高負荷脱窒素処理＋高度処理（砂ろ過＋活性炭） 145KL/日（し尿 110KL/日、浄化槽汚泥 35KL/日）
処理水については、下水道に接続し放流。汚泥については、民間施設で資源化。	

3 最終処分計画

汚泥処理施設

(有)山陰エコシステム 本社工場	
所在地	境港市中海干拓地 452、453、455 番地
処理対象物	し尿・浄化槽汚泥
処理方法	肥料化

別紙 1

処理量見込み及び計画・収集運搬量

(単位：トン)

区分	家庭系					事業系			計	他町村 搬入量 (※)	処理量 合計		
	収集				直接搬入	計	収集	直接搬入				計	
	直営(要請)	委託	計	計									
可燃ごみ	39	20,739	20,777	1,060	21,837	13,242	2,626	15,868	37,705	9,336	47,041		
不燃ごみ	6	1,240	1,246	111	1,357	0	0	0	1,357	0	1,357		
不燃性粗大ごみ	3	297	300	34	334	0	0	0	334	0	334		
資源物	白色発泡スチロール・トレイ	0	32	32	0	32	0	0	0	32	0	32	
	缶・ビン類	1	861	863	0	863	0	0	0	863	0	863	
	ペットボトル	0	308	308	0	308	0	0	0	308	0	308	
	古紙類	新聞・チラシ	0	634	634	1	635	0	0	0	635	0	635
		本・雑誌・雑がみ・牛乳パック	0	415	415	5	420	0	0	0	420	0	420
	ダンボール・紙箱	0	423	423	1	424	0	0	0	424	0	424	
乾電池・リチウムイオン充電池類	0	38	38	0	38	0	0	0	38	0	38		
蛍光管・水銀体温計	0	8	8	0	8	0	0	0	8	0	8		
小型家電	0	33	33	0	33	0	0	0	33	0	33		
計	49	25,028	25,077	1,212	26,289	13,242	2,626	15,868	42,157	9,336	51,493		

※境港市(7,228t)、大山町(993t)及び日吉津村(1,115t)

※端数処理により合計が合わない場合があります。

別紙2

一般廃棄物収集運搬業許可業者（ごみ）

(1) 米子市

許可番号	業者名	所在地	収集運搬許可物
5	(有)みつわ衛生社	米子市安倍22番地1	可燃性及び不燃性ごみ
8	宮松 順一	米子市両三柳1588番地	可燃性及び不燃性ごみ
10	(有)アールクリーン	米子市蚊屋733番地	可燃性及び不燃性ごみ
11	(有)井上商店	米子市兼久695番地7	可燃性及び不燃性ごみ
13	(有)K・Cサービス	米子市両三柳4331番地2	可燃性及び不燃性ごみ
14	(有)海老田金属	米子市上福原1329番地13	可燃性及び不燃性ごみ
16	(株)サイキ	米子市夜見町1846番地14	可燃性及び不燃性ごみ
18	(有)大成商事	米子市夜見町3088番地	可燃性及び不燃性ごみ
19	谷野 幸子	米子市彦名町380番地1	可燃性及び不燃性ごみ
20	(有)米子環境サービス	米子市新開6丁目10番10号	可燃性及び不燃性ごみ
22	(有)花岡商店	米子市夜見町3035番地4	可燃性及び不燃性ごみ
27	(株)三原商店	米子市夜見町2487番地3	可燃性及び不燃性ごみ
28	(有)三和産業	米子市高島19番地13	可燃性及び不燃性ごみ
32	(有)青空カンパニー	米子市富益町171番地1	可燃性及び不燃性ごみ
33	(有)エコプラント	米子市大篠津町3331番地	可燃性及び不燃性ごみ
34	中村 武	米子市富士見町75番地14	可燃性及び不燃性ごみ
36	(有)ケイ・エヌサービス	米子市吉谷660番地3	可燃性及び不燃性ごみ
51	アースサポート(株)	松江市八幡町882番地2	可燃性及び不燃性ごみ
53	(有)淀江清掃社	米子市淀江町西原635番地5	可燃性及び不燃性ごみ
54	(株)丸福	米子市淀江町佐陀712番地2	建造物などを解体する際に発生した一般廃棄物に限る。
55	濱田 敏明	米子市両三柳939番地6	可燃性及び不燃性ごみ
83	(株)錦海化成	境港市昭和町7番地3	動植物性残渣（魚のあら）に限る。
84	(有)広島水産加工	呉市阿賀南6丁目2番10号	動植物性残渣（魚のあら）に限る。
85	(株)山陰クリエート	米子市和田町2162番地1	可燃性及び不燃性ごみ

※ 運搬のみの許可

82	(株)クラエー	倉吉市鴨川町32番地1	木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類の 山陰クリエートまでの運搬に限る。
86	福井文雄	米子市車尾5丁目2番26号	可燃性ごみ（運搬のみ）
87	(有)C S S	米子市旗ヶ崎七丁目22番50号	可燃性ごみ（運搬のみ）
88	(有)環建	境港市中野町1800番地1	可燃性ごみ（運搬のみ）
89	(株)渡辺商会	境港市渡町2282番地	可燃性ごみ（運搬のみ）
90	(有)松井興業	境港市竹内町76番地2	可燃性ごみ（運搬のみ）
91	境港市循環資源再生利用事業協同組合	境港市中海干拓地456番地	可燃性ごみ（運搬のみ）

(2) 境港市

業者名	所在地	備考
(有)環建	境港市中野町1800番地1	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
(株)渡辺商会	境港市渡町2282番地	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
(有)松井興業	境港市竹内町76番地2	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
境港市循環資源再生利用事業協同組合	境港市中海干拓地456番地	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入

(3) 日吉津村

業者名	所在地	備考
(有)海老田金属	米子市上福原1329番地13	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
(有)エコプラント	米子市大篠津町3331番地	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
(有)淀江清掃社	米子市淀江町西原635番地5	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
(有)米子環境サービス	米子市新開6丁目10番10号	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
(有)青空カンパニー	米子市富益町171番地1	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
(有)安井環境衛生社	米子市永江1012番地	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
(有)CSS	米子市旗ヶ崎七丁目22番50号	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
(株)山陰クリエート	米子市和田町2162番地1	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
(有)ケイ・エヌサービス	米子市吉谷660番地3	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
(有)井上商店	米子市兼久695番地7	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
福井文雄	米子市車尾5丁目2番26号	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
(有)みつわ衛生社	米子市安倍22番地1	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入
アースサポート(株)	松江市八幡町882番地2	可燃性ごみについて米子市クリーンセンターに搬入

別紙3
計画中間処理量

(単位：トン)

区分		中間処理量	
可燃ごみ		47,041	
不燃ごみ		1,357	
不燃性粗大ごみ		334	
資源物	白色発泡スチロール・トレー	32	
	缶・ビン類	863	
	ペットボトル	308	
	古紙類	新聞・チラシ	634
		本・雑誌・雑紙・牛乳パック	415
		ダンボール・紙箱	423
乾電池・リチウムイオン充電電池類		38	
蛍光管・水銀体温計		8	
計		51,453	

※小型家電、直接搬入の古紙類は本市で中間処理を行わない。

※端数処理により合計が合わない場合があります。

別紙4

米子市一般廃棄物処理業許可業者

許可番号	業者名	所在地	備考
1	(有)大成商事	米子市夜見町3088番地	木くず（一般廃棄物）の破砕
3	(株)山陰クリエート	米子市和田町2162番地1	木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類の破砕圧縮固化
4	(株)丸福	米子市淀江町佐陀712番地2	木くず（一般廃棄物）の選別・破砕
5	(有)海老田金属	米子市上福原1329番地13	木くず、廃プラスチック類、コンクリートくず、がれき類の破砕
/	(有)山陰エコシステム（登録再生利用事業者）	境港市中海干拓地456番地	食品循環資源の堆肥化
/	(株)錦海化成（登録再生利用事業者）	境港市昭和町7番地3	食品循環資源（魚のあらに限る）の飼料・肥料化
/	(有)広島水産加工（登録再生利用事業者）	呉市阿賀南6丁目2番10号	食品循環資源（魚のあらに限る）の飼料化

別紙5

米子市一般廃棄物収集運搬業許可業者（し尿及び浄化槽汚泥）

許可番号	業者名	所在地	処理許可物
1	(有)いけまつ環境	米子市両三柳2016番地	し尿及び浄化槽汚泥
2	(有)いづはら	米子市安倍791番地1	し尿及び浄化槽汚泥
3	(有)かたぎや	米子市旗ヶ崎1丁目14番23号	浄化槽汚泥
4	(有)二宮清掃	米子市大篠津町436番地2	し尿及び浄化槽汚泥
5	(有)みつわ衛生社	米子市安倍22番地1	し尿及び浄化槽汚泥
7	(有)米子清掃	米子市灘町1丁目85番地	し尿及び浄化槽汚泥
53	(有)淀江清掃社	米子市淀江町西原635番地5	し尿及び浄化槽汚泥